

平成 26 年度 ふらの市民環境会議定期総会議案【顛末】

と き：平成 26 年 5 月 26 日（月）18 時～

ところ：富良野市役所大会議室

1. 開 会（事務局 関根嘉津幸）

2. 会長挨拶（会長 家次敬介）

3. 市長挨拶（市長 能登芳昭）

4. 議 案

1) 第 1 号議案 平成 25 年度 事業報告について

2) 第 2 号議案 平成 26 年度 事業計画（案）について

3) 第 3 号議案 ふらの市民環境会議会則の改定について

原案どおり可決しました

5. 閉 会

総会終了後、総会の開催手法についての意見があり、次回にむけて検討をおこなうことになりました。

第 1 号議案 平成 25 年度 事業報告

月 日	区 分	内 容 等	参加者数
6. 9	総会	平成 25 年度 定期総会 場所：市役所大会議室	18 名
6. 9	講演会	省スペースで育てる野菜 ～マイプランターファーム～ 場所：市役所大会議室	29 名 (一般含む)
7. 2	第 1 回 役員会	役員会 (第 1 回) ・施設見学会について ・環境展 2013 について	8 名
8. 6	研修活動	施設見学会 場所：次世代エネルギーパーク (芽室町) 十勝千年の森 (清水町)	29 名 (一般含む)
8.27	第 2 回 役員会	役員会 (第 2 回) ・環境展 2013 の開催について	8 名
9.26 ～9.28	ふらの 環境展	ふらの環境展 2013 ・展示、実演、講演、報告発表、研究発表、表彰 場所：富良野市立図書館 ネイチャーコンクール 93 作品 ガーデニングコンクール 29 作品	延 410 名
5. 2	第 3 回 役員会	役員会 (第 3 回) ・定期総会について ・講演会について	7 名

第2号議案 平成26年度 事業計画（案）

- ★ 平成26年度定期総会
日程：平成26年5月26日（月）18:00～
場所：富良野市役所大会議室

- ★ ふらの市民環境会議講演会
日程：平成26年6月8日（日）9:00～12:00
場所：富良野市内の河川

- ★ 施設見学会
日程：平成26年7月中旬～8月上旬予定

- ★ ふらの環境展2014
日程：平成26年9月25日（木）～27日（土）
場所：富良野市立図書館

- ★ 毎月ゾロ目の日はガイアナイト
(5/5、6/6、7/7、8/8、9/9、10/10、11/11、12/12、2/2、3/3)

第3号議案 ふらの市民環境会議会則の改定について

別紙のとおり

ふらの市民環境会議会則

(名称)

第1条 この会は、ふらの市民環境会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 富良野市のよりよい環境の保全と創出を目指し、環境への負荷の少ない循環型、環境保全型社会を実現するため、市民、事業者及び各種団体が連携して、富良野市環境基本計画並びに環境保全行動計画に示す施策を積極的に推進することを目的として設立する。

(活動)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、自主的な運営による企画及び実践に関する取り組みを行うものとする。

(構成)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同するもので、市民、学識経験者、事業者及び各種団体をもって構成する。

2 市民会議に入会する者は、入会申込書を事務局に提出する。なお、入退会については随時行えるものとする。

(役員)

第5条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 幹事 若干名

2 会長及び副会長は、総会において会員の互選により選出し、幹事は専門部会の部会長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする

- 2 会長は、市民会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 市民会議は、第3条の活動を推進するため、総会又は企画運営会議を開催する。

2 本会の定期総会は、年1回、臨時総会は必要のつど会長が招集し、役員を選出及び活動方針等を決定する。

3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は過半数の賛成をもって決する。

4 企画運営会議は、役員をもって構成する。

5 企画運営会議は、必要に応じて会長が招集し、活動及び市民会議の運営に関して協議を行う。

(専門部会)

第9条 活動の具体的な推進を図ることを目的に、企画運営会議の下に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する会員及び構成する会員の中から希望する者をもって構成する。

3 専門部会に正副部会長を置く。

4 正副部会長は、専門部会を構成する会員の互選により選出する。

5 部会長は、専門部会を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(情報公開)

第10条 市民会議の活動状況及び成果等について、公表を行う。

(表彰)

第11条 市民会議は、第3条の活動推進のため、環境保全の高揚等に顕著な功績があった者及び団体に対して表彰を行う。

2 表彰制度の運営に関し必要な事項は、「ふらの市民環境会議表彰制度運営規則」で定める。

(庶務)

第12条 市民会議の庶務は、富良野市が行う。

(その他)

第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成15年1月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成**年*月*日より施行する。

ふらの市民環境会議会則新旧対象表

旧	新
<p>(名称) 第1条 この会は、ふらの市民環境会議（以下「市民会議」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 富良野市のよりよい環境の保全と創出を目指し、環境への負荷の少ない循環型、環境保全型社会を実現するため、市民、事業者及び各種団体が連携して、富良野市環境基本計画並びに環境保全行動計画に示す施策を積極的に推進することを目的として設立する。</p> <p>(活動) 第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、自主的な運営による企画及び実践に関する取り組みを行うものとする。</p> <p>(構成) 第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同するもので、市民、学識経験者、事業者及び各種団体をもって構成する。 2 市民会議に入会する者は、入会申込書を事務局に提出する。なお、入退会については随時行えるものとする。</p> <p>(役員) 第5条 市民会議に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 幹事 若干名 2 会長及び副会長は、総会において会員の互選により選出し、幹事は専門部会の部会長をもって充てる。</p> <p>(役員の任務) 第6条 役員の任務は次のとおりとする 2 会長は、市民会議を代表し、会務を総括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 4 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。</p> <p>(役員の任期) 第7条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議) 第8条 市民会議は、第3条の活動を推進するため、総会又は企画運営会議を開催する。 2 本会の定期総会は、年1回、臨時総会は必要のつど会長が招集し、役員を選出及び活動方針等を決定する。</p>	<p>(名称) 第1条 この会は、ふらの市民環境会議（以下「市民会議」という。）と称する。</p> <p>(目的) 第2条 富良野市のよりよい環境の保全と創出を目指し、環境への負荷の少ない循環型、環境保全型社会を実現するため、市民、事業者及び各種団体が連携して、富良野市環境基本計画並びに環境保全行動計画に示す施策を積極的に推進することを目的として設立する。</p> <p>(活動) 第3条 市民会議は、前条の目的を達成するため、自主的な運営による企画及び実践に関する取り組みを行うものとする。</p> <p>(構成) 第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同するもので、市民、学識経験者、事業者及び各種団体をもって構成する。 2 市民会議に入会する者は、入会申込書を事務局に提出する。なお、入退会については随時行えるものとする。</p> <p>(役員) 第5条 市民会議に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 幹事 若干名 2 会長及び副会長は、総会において会員の互選により選出し、幹事は専門部会の部会長をもって充てる。</p> <p>(役員の任務) 第6条 役員の任務は次のとおりとする 2 会長は、市民会議を代表し、会務を総括する。 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 4 幹事は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。</p> <p>(役員の任期) 第7条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(会議) 第8条 市民会議は、第3条の活動を推進するため、総会又は企画運営会議を開催する。 2 本会の定期総会は、年1回、臨時総会は必要のつど会長が招集し、役員を選出及び活動方針等を決定する。</p>

旧	新
<p>3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は過半数の賛成をもって決する。</p> <p>4 企画運営会議は、役員をもって構成する。</p> <p>5 企画運営会議は、必要に応じて会長が召集し、活動及び市民会議の運営に関して協議を行う。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第9条 活動の具体的な推進を図ることを目的に、企画運営会議の下に専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会は、会長が指名する会員及び構成する会員の中から希望する者をもって構成する。</p> <p>3 専門部会に正副部会長を置く。</p> <p>4 正副部会長は、専門部会を構成する会員の互選により選出する。</p> <p>5 部会長は、専門部会を総括する。</p> <p>6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第10条 市民会議の活動状況及び成果等について、公表を行う。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 市民会議の庶務は、富良野市が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>附 則 この会則は、平成15年1月31日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成16年4月1日より適用する。</p>	<p>3 総会は、会員の過半数の出席で成立し、議事は過半数の賛成をもって決する。</p> <p>4 企画運営会議は、役員をもって構成する。</p> <p>5 企画運営会議は、必要に応じて会長が召集し、活動及び市民会議の運営に関して協議を行う。</p> <p>(専門部会)</p> <p>第9条 活動の具体的な推進を図ることを目的に、企画運営会議の下に専門部会を置くことができる。</p> <p>2 専門部会は、会長が指名する会員及び構成する会員の中から希望する者をもって構成する。</p> <p>3 専門部会に正副部会長を置く。</p> <p>4 正副部会長は、専門部会を構成する会員の互選により選出する。</p> <p>5 部会長は、専門部会を総括する。</p> <p>6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第10条 市民会議の活動状況及び成果等について、公表を行う。</p> <p>(表彰)</p> <p>第11条 市民会議は、第3条の活動推進のため、環境保全の高揚等に顕著な功績があった者及び団体に対して表彰を行う。</p> <p>2 表彰制度の運営に関し必要な事項は、「ふらの市民環境会議表彰制度運営規則」で定める。</p> <p>(庶務)</p> <p>第12条 市民会議の庶務は、富良野市が行う。</p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>附 則 この会則は、平成15年1月31日から施行する。</p> <p>附 則 この会則は、平成16年4月1日より適用する。</p> <p>附 則 この会則は、平成**年**月**日より施行する。</p>

ふらの市民環境会議表彰制度運営規則

（目的）

第1条 この規則は、ふらの市民環境会議会則（以下、「会則」という。）第11条の規定による表彰制度を円滑に運営するために必要な事項を定めるものである。

（表彰の対象）

第2条 次のいずれかに該当する個人及び団体を対象とする。

- (1) 富良野市の環境保全への啓発・普及に資する優れた活動を行ったもの
- (2) その他、ふらの市民環境会議（以下、「市民会議」という。）の目的に照らし顕著な功績のあったもの

（賞の種類）

第3条 ふらの市民環境会議会長賞（以下、「会長賞」という。）として個人賞及び団体賞を設ける。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、会長賞として表彰状を授与して行う。

（表彰の時期）

第5条 表彰は、ふらの環境展において行う。

（表彰の手続き）

第6条 被表彰候補個人及び団体は、広く公募し市民から推薦されたものの中から、第7条に定める表彰選考委員会において決定する。

（表彰選考委員会）

第7条 表彰選考委員会は、被表彰個人及び団体の審査、選考を行う。

2 表彰選考委員会は、市民会議の役員から構成する。

（雑則）

第8条 この運営規則に定めるもののほか、表彰制度の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この運営規則は、平成26年5月26日から施行する。